

# 茨城町健康ポイント事業

ポイントをためて、素敵な景品と健康をゲットしましょう！

おひとり様  
1回限り！

町では、皆さんの健康づくりを応援するため、平成30年度から「茨城町健康ポイント事業」を実施しています。健康診査受診や日々の健康目標の実践など、健康づくりに取り組み、**100ポイント以上**をためて応募すると、達成賞として**ステンレスボトル**をプレゼントします（数に限りがあります）。

さらに！！ **抽選で健康づくりに役立つ景品**が当たります！

（昨年度：ヘルスメーター、血圧計、自転車など）



▶対象者 茨城町に住民登録のある20歳以上の方  
(令和4年3月31日現在)

▶参加方法 1. チラシ(応募用紙)を入手する！

この広報紙と同時に**チラシを全戸配布**します。

配布場所 茨城町庁舎、ゆうゆう館、町内のチラシ配布協力団体、町ホームページなど

2. ポイントをためる！ (合計が100ポイント以上になったら応募可能)

健康診査等を受診し、目標を立てて、健康づくりに取り組みましょう。

| 必須項目                           | ポイント             |
|--------------------------------|------------------|
| 健診・がん検診などの受診                   | 最低30             |
| 自主的な健康づくりの取り組み<br>(目標を1つ以上たてる) | 最低20<br>(最高70まで) |
| 合 計                            | 100以上            |

※その他、健康づくり事業などへの参加（必須ではありません）でもポイントをためられます。

▶応募方法 健康増進課（ゆうゆう館内）または保健福祉部(社会福祉課・長寿福祉課・こども課・保険課)の窓口に応募用紙を直接ご持参ください。先着順で「ポイント達成賞」をお渡しします。

※職場の健診など、町で行う健診以外で受診した場合や、歯科検診、献血をした際には、実施したことがわかるもの（健診結果表や領収書、献血カードなど）を確認させていただきますので、あわせてご持参ください。

▶ポイントを貯めることができる期間

**令和3年6月1日（職場で実施する健康診査は4月1日）～令和4年2月28日**

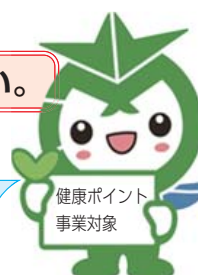
▶応募期間 令和3年6月17日(木) ～令和4年2月28日(月)

▶抽選当選発表 令和4年3月中旬予定。厳正なる抽選のうえ当選者には通知します。

詳しくは、「茨城町健康ポイント事業 チラシ」をご覧ください。

【問合せ先】健康増進課 ☎029-240-7134（直通）  
〒311-3131 茨城町大字小堤1037-1  
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

茨城町のお知らせ  
には、このマーク  
を掲載します。



## 介護保険負担限度額認定の申請について



### ＜施設入所利用者の食費・居住費に係る減額措置＞

介護保険施設に入所（ショートステイ利用時も含む）し、下表に該当する方は食費と居住費の減額措置を受けることができます。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、令和3年7月31日をもって有効期限が満了の日を迎えます。8月1日以降、改めて申請する必要がありますので、忘れずに申請してください。なお、令和3年8月から、対象者の要件と食費の限度額が変更となります。（下表 赤枠の部分）

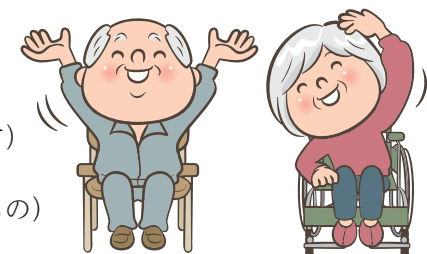
また、令和2年度において非該当になった方も、今年度は該当になることがありますので、対象者に該当する場合は申請してください。

▶更新期間 8月2日(月)～8月31日(火)

▶申請に必要なもの

- ①申請書
- ②通帳の写し（※本人及び配偶者が持っているすべての通帳が必要です）
  - ・金融機関名、口座番号、口座名義人の分かるページ
  - ・預金残高が分かるページ（申請提出日から2か月以内に記帳したもの）
- ③印鑑
- ④個人番号カード等、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

※申請に来た方と介護を受ける方の身元を確認できるもの（運転免許証、保険証など）も持参してください。



▶減額対象者の要件と自己負担の上限月額（令和3年8月から）

| 利用者負担段階 | 所得の状況                                                | 預貯金等の資産の状況                   | 居住費（滞在費） |             |                  |      | 食費     |            |
|---------|------------------------------------------------------|------------------------------|----------|-------------|------------------|------|--------|------------|
|         |                                                      |                              | ユニット型個室  | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室            | 多床室  | 施設入所者  | ショートステイ利用者 |
| 第1段階    | 生活保護受給者の方等                                           | 単身：1,000万円以下<br>夫婦：2,000万円以下 | 820円     | 490円        | 490円<br>(320円)   | 0円   | 300円   | 300円       |
| 第2段階    | 世帯全員が住民税非課税<br>前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が80万円以下の方 | 単身：650万円以下<br>夫婦：1,650万円以下   | 820円     | 490円        | 490円<br>(420円)   | 370円 | 390円   | 600円       |
| 第3段階①   | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が80万円超120万円以下の方          | 単身：550万円以下<br>夫婦：1,550万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 650円   | 1,000円     |
| 第3段階②   | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が120万円超の方                | 単身：500万円以下<br>夫婦：1,500万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,360円 | 1,300円     |

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。

※平成28年8月1日から非課税年金（遺族年金・障害年金等）を収入として算定しています。

▶特例措置について

食費と居住費の減額措置の認定が非該当になる方でも、下記の要件すべてに該当する場合、特例的に減額措置を受けることができます。

特例減額措置該当要件（すべてに該当すること）

|   |                                                  |
|---|--------------------------------------------------|
| 1 | 世帯の構成員が2人以上であること                                 |
| 2 | 介護保険施設に入所し、食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイ利用は含まない）     |
| 3 | 世帯の年間収入から施設の利用負担の見込額を除いた額が80万円以下となること            |
| 4 | 世帯の現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の額が、450万円以下であること          |
| 5 | 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと |
| 6 | 介護保険料を滞納していないこと                                  |

【申請・問合せ先】長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）